

被扶養者認定申立書

(被保険者 記号 番号)

※申請家族 1 人につき 1 枚記入してください。

認定を希望する申請家族	氏名 (年齢:)
-------------	------------------

*認定対象者となるのは、主として被保険者の収入により生計を維持されている三親等内の親族です。条件の詳細については、当組合ホームページをご参照ください。

*該当箇所の必要書類については、別紙「被扶養者(異動届)に必要な添付書類のご案内」を確認の上、必ずご提出ください。

*その他、申請内容により詳細確認のため別途証明書類の提出をお願いする場合があります。

すべてご記入ください

(1) 扶養申請する理由について当てはまるものに○をつけてください。

- ア. 被保険者の就職に伴うため
- イ. 結婚により被保険者が生計維持者となった(入籍日: 令和 年 月 日)
- ウ. 申請家族の収入が減少した(退職・失業手当受給終了・パート等を減らした・その他〔 〕)
- エ. 子の出生(配偶者が当組合の被保険者の場合は記号番号を記入してください: 記号 番号)
- オ. その他〔理由: 〕

(2) 申請家族の扶養申請日前の健康保険加入状況について当てはまるものに○をつけ、喪失日・削除日を記入してください。

- (勤務先の健康保険 ・ 被保険者の被扶養者 ・ 任意継続の被保険者 ・ 国保 ・ 他(続柄:)の被扶養者 ・ その他〔 〕)

※ ○をつけた健康保険の喪失日・削除日(令和 年 月 日)

(3) 申請家族の生活費を、被保険者はどの程度負担していますか。

- (全額 ・ ほぼ全額～半分以上 ・ 半分以下 ・ 負担していない)

該当する場合にご記入ください

(4) 申請家族が別居の場合、別居の理由について当てはまるものに○をつけてください。

- ア. 被保険者の単身赴任
- イ. 子の通学のための別居
- ウ. 上記以外〔送金月額 円〕

*被保険者から申請家族へ送金が必要です。金融機関を経由した生活費の送金月額を記入してください。送金実績のない段階では認定の対象とはなりません。

*送金額は、裏面の【扶養認定基準】の④をご覧ください。

(5) 申請家族が被保険者の配偶者以外の場合で、申請家族に配偶者がいる場合は、その配偶者が扶養できない理由を記入してください。

〔理由: 〕

例) 申請家族が母の場合、父がその配偶者となる:〔理由 父が年金のみの低収入であるため私が母を扶養しています〕
⇒父の所得証明書、直近の年金振込通知書または直近の年金改定通知書等を添付してください。

(6) 被保険者の配偶者および子以外の方を申請する場合は、申請家族以外の両親、兄弟姉妹その他の家族構成を記入してください。例) 兄弟姉妹、孫、祖父母など

氏名	続柄	年齢	職業	月収	居住
					同居・別居

18 歳以上の方はすべてご記入ください

(7) 申請家族の収入状況について、ア～クの全てについていずれかに○をつけてください。課税・非課税、金額の多少にかかわらず、収入は全て申告してください。

- ア. 老齢（基礎/厚生/共済）年金 【 受給なし ・ 請求手続き中 ・ 受給中 】
 遺族（基礎/厚生/共済）年金 【 受給なし ・ 請求手続き中 ・ 受給中 】
 障害（基礎/厚生/共済）年金 【 受給なし ・ 請求手続き中 ・ 受給中 】
 企業年金 【 受給なし ・ 請求手続き中 ・ 受給中 】
 個人年金 【 受給なし ・ 請求手続き中 ・ 受給中 】
- イ. パート・アルバイト収入 【 なし ・ あり 】
- ウ. 自営業（農業等含む）収入 【 なし ・ あり（職種 ） 】
- エ. 不動産等の賃借料収入 【 なし ・ あり 】
- オ. 株や債券等の保有により生じる配当等、継続性のある収入 【 なし ・ あり 】
- カ. 雇用保険の失業手当等 【 受給なし ・ 受給権放棄 ・ 請求手続き中 ・ 受給中 ・ 受給済 】
- キ. 健康保険の出産手当金 【 受給なし ・ 請求手続き中 ・ 受給中 】
 健康保険の傷病手当金 【 受給なし ・ 請求手続き中 ・ 受給中 】
- ク. その他の継続性のある収入 【 なし ・ あり 】

〔重要〕扶養認定基準

- ①申請家族の年間収入が130万円未満（月額108,334円、日額3,612円）、配偶者以外の19歳以上23歳未満は150万円未満（月額125,000円、日額4,167円）、60歳以上または障害年金を受給できる程度の障害者の方は180万円未満（月額150,000円、日額5,000円）であること。
- ②被保険者の年間収入の1/2未満であること。
- ③夫婦共同扶養の場合、収入が多い方の扶養とすること。
- ④別居の場合、毎月、金融機関を経由し送金すること。被保険者から申請家族への送金であることを明確に分かる書類を提出できるようにすること。
 （送金後の被保険者の生活が成り立つこと、送金額は申請家族の収入を上回る金額であること、且つ申請家族の収入と合わせて月額65,000円以上であること）

誓 約 書

次のとおり誓約いたします。

1. 被扶養者として認定された以後、この申立書に事実と異なる内容があった場合や申請内容に変更が生じ「扶養認定基準」を満たさなくなった場合は、速やかに「健康保険被扶養者（異動）届」により扶養削除の手続きを行うとともに資格確認書（発行されている場合）を返却いたします。
2. 検認または更新等の被扶養者の調査時には被扶養者の収入、送金等の証明書類を提出し調査に回答いたします。
3. 上記1.2.に反した場合は、事由発生日に遡って認定を取り消されても異議ありません。
4. 扶養削除日以降に徳洲会健康保険組合の資格確認書等で診療等の給付を受けた場合には、全額返納いたします。

令和 年 月 日

徳洲会健康保険組合理事長 様

被保険者氏名（自署）

（記号 番号 ）

* 該当箇所の必要書類については、別紙「被扶養者（異動届）に必要な添付書類のご案内」を確認の上、必ずご提出ください。
 * その他、申請内容により詳細確認のため別途証明書類の提出をお願いする場合があります。

被扶養者（異動届）に必要な添付書類のご案内

- * 「被扶養者認定申立書」の(1)から(7)までの項目のうち、添付書類が必要な項目ごとに詳細を記載しています。該当箇所に記入した場合は、必要書類を添付してください。
- * その他、申請内容により詳細確認のため別途証明書類の提出をお願いする場合があります。
- * 提出書類は写しでも可能です。

必ず添付する必要書類

- ▶ 被扶養者認定申立書
- ▶ 世帯全員の住民票（続柄の記載があるもの）
（世帯全員の住民票で、被保険者と身分関係が明らかでない場合は「戸籍謄本（戸籍抄本）」を提出）
- ▶ 収入に関わる証明書 → 下記(7)の必要書類を参照
- ▶ 申請家族が子で大学生の場合は在学証明書（高校生以下は不要）

「被扶養者認定申立書」の項目	必要書類
(1) 扶養申請する理由について当てはまるもの	(1) 子の認定で夫婦共同扶養の場合は、収入の多い方の扶養家族にするのが原則です。 ▶ 配偶者の収入証明書（→下記(7)の必要書類を参照） ※子の出生で配偶者のみが育児休業中の場合は不要です。 （配偶者の育児休業終了後は必要となりますので、当組合から配偶者の収入について、確認文書をお送りします。）
(2) 申請家族の扶養申請日前の健康保険加入状況	(2) ▶ 退職により扶養申請日前の健康保険から抜けた場合は退職証明書 それ以外は、健康保険の喪失証明書
(4) 申請家族が別居の場合 ウ. 上記以外〔送金月額 円〕	(4) ウ. 申立書の注意書き及び扶養認定基準④のとおり ▶ 送金月額の事実を証明する書類 （被保険者から申請家族への送金であることが明確にわかること）
(5) 申請家族が被保険者の配偶者以外の場合で、申請家族に配偶者がいる場合	(5) ▶ 申請者の配偶者の収入証明書（→ 下記(7)の必要書類を参照）
(6) 被保険者の配偶者および子 <u>以外</u> の方を申請	(6) 記載した親族の同居または別居、三親等以内の範囲などで収入証明が必要になる場合があります。 ▶ 必要に応じて該当者の収入証明書（→ 下記(7)の必要書類を参照）
(7) 申請家族の収入状況	(7) ▶ 18歳以上の方は所得証明書または非課税証明書 〔 子で大学生の場合：不要 子で大学生だが社会人経験がある場合：必要 〕
ア. 老齢（基礎/厚生/共済）年金 遺族（基礎/厚生/共済）年金 障害（基礎/厚生/共済）年金 企業年金 個人年金	受給や収入がある場合 ア. 各種年金 ▶ 年金証書、直近の年金改訂通知書または振込通知書等
イ. パート・アルバイト収入	イ. ▶ 労働条件が明示された労働契約書 又は 労働条件通知書 ない場合は、直近3か月分の給与明細書
ウ. 自営業（農業等含む）収入	ウ. 〔
エ. 不動産等の賃借料収入	エ. ▶
オ. 株や債券等の保有により生じる配当等 継続性のある収入	オ. 〕直近の確定申告書・収支内訳書
カ. 雇用保険の失業手当等	カ. ①失業給付金を受給中のとき ▶ 処理状況がわかる雇用保険受給資格者証 ②失業給付金の受給手続き中のとき ▶ 雇用保険受給資格者証の写し 又は 退職証明書 ③失業給付金を希望しないとき（受給しない） ▶ 退職証明書または雇用保険被保険者離職票の1と2 又は 退職証明書 ④失業保険の給付期間が満了するとき ▶ 雇用保険受給資格者証（支給満了日がわかるもの）
キ. 健康保険の出産手当金 健康保険の傷病手当金	キ. ▶ 給付決定通知書
ク. その他の継続性のある収入	ク. ▶ 月額、年額等がわかる書類